

商工会議所の債権保全サービス！〔取引信用保険〕

茨木商工会議所

グループ取引信用保険制度のご案内

債権保全の切り札！

取引先の倒産に備えはできていますか？ グループ取引信用保険制度

「売掛債権管理の強化」や「取引先倒産リスクの回避」への関心が高まる中、茨木商工会議所は、伊藤忠商事株式会社と業務提携し、会員企業向けに取引先の倒産等による売掛債権の回収不能リスクを担保する制度として**グループ取引信用保険制度**を導入しています。会員の皆様の取引先倒産リスクに対応する手段としてご活用下さい。

本制度は、従来の取引信用保険では考えられなかった「保険会社のシンジケート化」並びに「会員企業様をグループ化」する概念を初めて具体的に導入し、保険会社のリスク引受容量の増大と同時に会員企業様一社あたり導入コストの低減が図られています。

グループ取引信用保険制度の特徴

- ◆売上債権を有する商工会議所会員を複数社まとめて制度構築するため、規模のメリットが得られます。
- ◆比較的小規模な企業にも加入しやすくなっています。

グループ取引信用保険制度を活用するメリット

与信管理

会員企業様の独自の審査・管理機能に加えて、保険会社による二重のチェックをかけることにより、「**与信管理体制の強化、充実**」を図ることができます。

リスクマネジメント

将来における不測の貸倒れ損失をカバーすることにより「**利益の平準化**」を図ることができます。

リスクアセットの圧縮

売掛債権の回収不能リスクが低減されるため、貴社のリスクアセットが圧縮されます。

貸倒れ損失の早期回収

万一貸倒れが発生した場合、回収に時間を要するばかりでなく、当面の資金繰りに大きな穴が空くこととなりますが、本保険により、**確実・早期にその穴を埋めることが可能となり、「資金繰りの安定化」**が図れます。

グループ取引信用保険制度の概要

1. 保険の内容

加入会員様の販売先が支払債務を履行しないことによって、加入会員様が被る損害に対して保険金を支払うものです。つまり、**取引先の倒産などによる売掛債権の回収不能をカバー**します。

2. 対象となる債権

商品引渡日から支払期日までの期間が1年を超えない決済条件で、且つ、保険期間中に発生した債権となります。(上記期間を超える決済条件の場合は対象外となります。)

3. 対象取引先

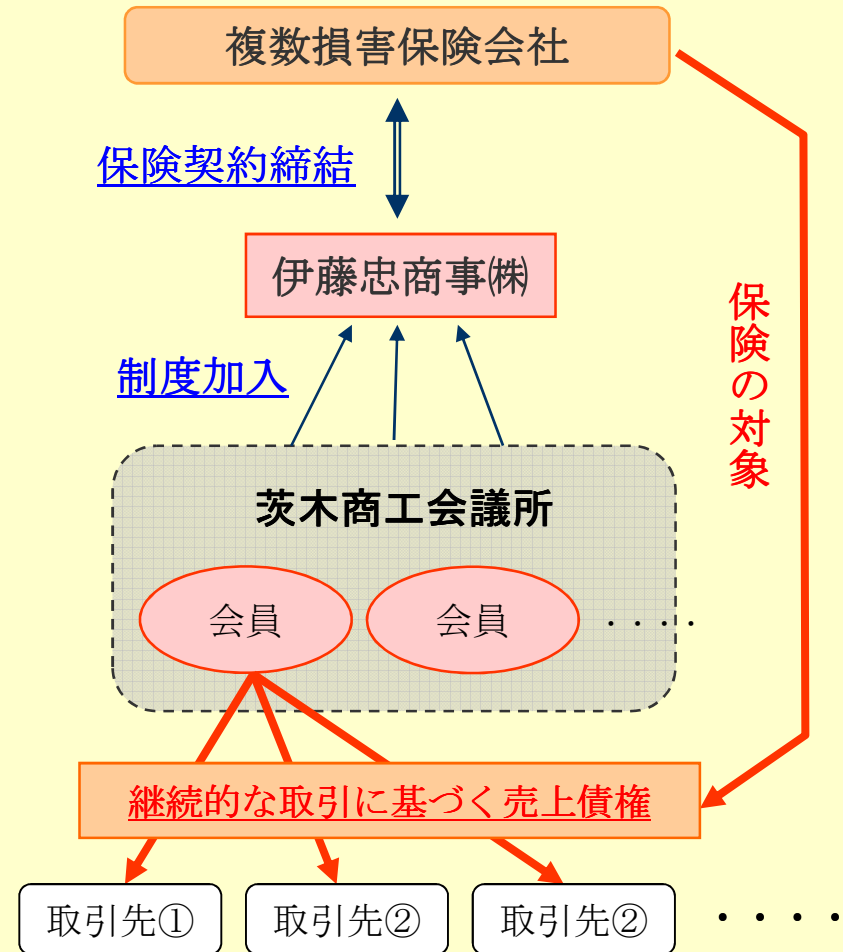
制度ご加入時に予め対象となる取引先を登録いただきます。但し継続的にお取引があり、選定には客観的な基準による包括性があることが前提です。特定の取引先に限定したお引受はできません。**(15社以上の対象取引先を登録していただきます。)**
※会員様の会社規模により対象取引先を10社以上とすることができます。

4. 支払限度額

各対象取引先毎に予め支払限度額を設定(1社3,000万限度)致します。先ず貴社の各取引先への債権残高を提出いただき、個別に審査の上、引受支払限度額を設定致します。また年間総支払限度額も別途設定致します。

5. 支払保険金

実際のお支払保険金は、**【損害額×95%(縮小支払割合)】**と上記4で設定する限度額のどちらか低い額となります。



[資料請求・お問合せ] 茨木商工会議所 担当:磯辺

〒567-0881 茨木市上中条1-9-20 (TEL)072-622-6631 (FAX)072-622-6632

